

# 鎌倉幕府成立論

長 又 高 夫

はじめに

「鎌倉幕府」という語は、周知の如く、江戸時代以後の歴史家が創出したものであり、鎌倉幕府という言葉が当時からあったわけではない。鎌倉殿を首長とする武家による軍事政權を、我々は鎌倉幕府と呼んでいるのである。鎌倉幕府の成立過程を究明せんとする研究は数多くあり、その中で鎌倉幕府の成立時期に関しては以下の様に説明されることが多い。たとえば山本幸司氏の『日本歴史09頼朝の天下』を例として挙げてみよう。山本氏は、先学により鎌倉幕府の成立期とされてきた時期を次の様に整理している。

- ① 一一八〇年（治承四）十月～十二月……源頼朝が鎌倉に居所を構え、実質的に東国の支配者となった。
- ② 一一八三年（寿永二）十月……寿永二年十月宣旨を頼朝が受け、東国国衙を在庁支配權を追認された。
- ③ 一一八四年（寿永三〓元暦元）十月……幕府機関としての公文所・問注所が設置された。

鎌倉幕府成立論（長又）

④ 一一八五年（元暦二＝文治元）十一月……守護・地頭が置かれた。

⑤ 一一九〇年（文治六＝建久元）十一月……頼朝が右近衛大将に任命された。

⑥ 一一九二年（建久三）七月……頼朝が征夷大将軍に任命された。

山本氏が説明される通り、⑤⑥は「幕府」という言葉が本来、近衛大将の居館や軍事遠征中の將軍の幕舎を指すという、その語源にこだわるもので、あまりに形式に過ぎる見方である。それに対し、①④は、支配権力の実態を問題とするもので、山本氏は①③を東国における支配権を問題とする立場からの評価であるとし、④を東国のみならず西国を含んだ支配権に注目する立場からの評価であると説明された。しかし、これは単なる支配領域の範囲から論じられる問題ではなく、高橋典幸氏が指摘されている様に、この軍事政権の権力構造をどの様に捉えるのかという点が評価の分かれ目となっている（高橋典幸―二〇三）。

当該権力が、東国地域を武力で篡奪し、これを旧政権＝貴族政権に認めさせたという理解を以てすれば（この説を唱える研究者の多くがこれを「東国国家論」と呼ぶ）、関東一円を実質的に支配下に置いた段階こそが、幕府の成立期として重要な意味を持つであろうし、頼朝を奉戴した彼らに、当初から東国地域を篡奪する意思はなく、朝廷と政治的な交渉を行ないながら、平氏を討伐し、国家公権の一翼を担う軍事権門へと成長するという理解を以てすれば（これは「権門体制論」と呼ばれる）、当該権力が朝廷から権限を付与される諸段階を幕府成立の画期と考えるであろう。佐藤進一氏に代表される「東国国家論」と（佐藤進一―一九八三）、黒田俊雄氏に代表される「権門体制論」（黒田俊雄―一九九四）、どちらの立場から鎌倉幕府を論ずるかという事で成立画期は異なってくるのである。しかし鎌倉幕府という権力構造をどのようなものと理解するにしても、鎌倉幕府の成立を一時期に特定することは余り意味のないことである。

これこそまさに形式論に過ぎないからである。我々は、鎌倉幕府という組織がどの様に成立してゆくのか、その過程を様々な視点から考察してゆく必要がある。たとえば、「権門体制論」が説く様に、仮に鎌倉幕府が國家の軍事・警察権を司る権門勢家であると理解しても、「東国行政権」とも呼びうる様な独自の領域支配をも行なっていることは疑いのない所であり（佐藤進一—一九九三、石井進—二〇〇四a）、その事をどのように説明しうるのが問題となる。また頼朝が、東國の在地領主層を結集させ、当該地域に独自の権力構造を作り上げたことは間違いないけれども、これと公権力とならずして（つまり朝敵のまま、朝廷の認可なくして）その事を成し遂げられたとは思われない。

そこで本稿では、朝廷との関係に特に注意を払いながら、従来の研究を整理し、鎌倉幕府が成立する過程を再検討してゆきたい。

## 一、治承四年内乱前史

平治の乱によって河内源氏の嫡流源義朝は討ち取られ、嫡子頼朝も伊豆国へ配流となる。保元・平治の乱を経て、勝ち残った伊勢平氏一門は、京都の治安維持、地方の叛乱や紛争の鎮圧、荘園の管理等を一手に担うことになる。また平氏一門は、院政の権力基盤となる家産制支配機構の中にも積極的に関わっていった。一門の多くが別当以下の院庁の主要な地位に就いた上、院領荘園の預所（本所の荘務権を預かり執行する荘官職）となることで、院の荘園支配を支えたのである。これは田中文英氏が指摘されている様に、独自の武力組織無くして荘園支配が困難な時代となっていたことを物語っている。この状況は摂関家においても同様であり、保元の乱によって河内源氏をはじめとする「侍」達を失っていた摂関家でも、武力組織の再編を平氏に依拠せざるを得なかった。その結果、平氏一門は摂関家政所の

職員や摂関家領の預所に任せられ、摂関家の家産制支配にも介在していった〔田中文英―一九九四〕。

また平清盛は、長寛二年(一一六四)、藤原忠通の跡を継いで関白氏長者となっていた基実を娘盛子の婿に迎え、摂関家との関係をより緊密なものとした。仁安元年(一一六六)、基実が急死すると、清盛は、基実の遺領一五〇箇所以上の大半を、新たに摂政氏長者となった基実の弟基房に渡らない様に画策し、幼い基実の遺子基通に相続させ、表面きは盛子(白河殿)にこれを管理させたが、実質的には清盛が巧妙に摂関家領の大半を自らの支配下においた。

平氏一門は、受領としての地位、あるいは院領・摂関家領の預所としての地位を利用しながら、在地領主層を家人・郎党に組織していったのである。

後白河院と平清盛の義妹との間に生まれた憲仁親王が、六条天皇の皇太子となった仁安元年(一一六六)、清盛は正二位・内大臣へと進み、翌仁安二年には、ついに従一位太政大臣の極官へと昇りつめる。また仁安三年(一一六八)に憲仁親王(高倉天皇)が即位すると、承安元年(一一七一)に娘の徳子を入内させ、翌二年、中宮とすることに成功する。治承二年(一一七八)には、二人の間に生まれた言仁親王(のちの安徳天皇)が生後一ヶ月にして立太子されており、この皇太子の即位により平氏の権勢は揺るぎないものとなるはずであった。清盛が太政大臣に任せられた仁安二年(一一六七)には清盛の嫡子重盛が、朝廷より東山・東海・山陽・南海諸道の追討権を付与されており、この時点で平氏は諸国の軍事検断権をも掌握していたといえよう〔五味文彦―一九七九〕。

平氏一門が朝廷の高位高官を占め、多数の知行国を得るようになると、官位や知行国の配分をめくり、貴族層や院近臣達と平氏一門との間で対立が深まっていった。治承元年(一一七七)六月の鹿ヶ谷事件は、平氏に反抗的な院近臣を一掃せんとする事件であった。この事件以後、後白河院と平氏一門との関係は冷え切ったものとなる。治承三年

(二七九) 六月に清盛の娘盛子が、七月に嫡子重盛が相次いで亡くなると、後白河院は家領問題等で清盛に怨みを抱く関白基房と結び反撃に出る。後白河院は盛子が管領していた摂関家領を没収して院の管理下においたのを始め、重盛の知行国越前国を没収し、院近臣に与えている。また十月の除目の際には、清盛の推す女婿基通(娘寛子を配していた)を無視して、僅か八歳の基房の子師家を権中納言に任じ、清盛を抑え込もうとする後白河院の意向が明らかにされた。この後白河院の一連の処分に対しては清盛も黙ってはおらず、その年の十一月には、高倉天皇を擁して、数千騎の武力をもって朝廷を制圧し、関白基房・師長父子や院近臣等三十九名を一挙に解任し、女婿の基通を関白氏長者として、後白河を鳥羽殿に幽閉し院政を停止した(高倉親政の開始)。その上で基房や院近臣達を流罪や追放処分とし、平氏一族やその与党を次々に登用していった。クーデターを経た後の平氏政権の登場と言えよう。

後白河院政を停めた平氏は、ただちに院領荘園を取り上げ、高倉天皇の管理下(後院庁が設けられ、これを管理支配した)におくなど、天皇親政の形をとりながら、思い切った政策、人事を取行した。クーデターからわずか三箇月後の治承四年(一一八〇)二月、高倉天皇は三歳の東宮宮仁親王(安徳天皇)に讓位するが、これは高倉院を治天の君(天皇家の家長)とすることで、後白河院政の復活を阻止せんとする平氏側の狙いであった(田中文英「一九九四」)。

治承三年の政変により、十九名の受領が解任され、翌四年(一一八〇)二月までの間に四十三箇国、四十四名の受領の改補が行われた。『平家物語』が、治承三年の政変により平氏知行国は三十余箇国に急増したと記す様に、この政変を経て、多くの平家一族やその家人達が新たに知行国主や受領に任せられたことは疑いのない所である。だが、平家一門ではない上級貴族の子弟・一族および家司(その場合、上級貴族を知行国主とするケースが多い)、或いは伊賀守小槻隆職、安房守藤原定長、近江守高階為清、下野守藤原範光の如き実務官僚も多く受領に任せられていることにも

注目すべきである。治承三年の政変により平氏一門が知行国の数を急増させたことは事実であるが、決して国主や受領の地位を排他的に独占したわけではなかったのである。治承三年の政変後に実務行政をも考慮しながら国衙機構の再編強化を図ったという田中氏の評価は穏当なものであろう（田中文英—一九九四）。

クーデターを経て平氏は軍事権門から政権を担う立場へと躍進するのであるが、平氏権力の根幹ともいへべき軍事組織は、どの様になっていたのであろうか。諸国の軍事検断権を掌握し、京では内裏警護権を握る平氏は、組織的な軍制の確立をめざしたはずである。

正盛や忠盛の代から受領や押領使を歴任し、所領を拡大させていた西国地域（特に瀬戸内海沿岸地域から九州沿岸地域）では、平氏が、早くから有力武士の家人化に成功しており、軍事編成は比較的容易であったと思われる。当該地域における有力武士の家人化は院領や摂関家領の領家・預所としての立場から下級荘官たる武士達を家人化する方法、あるいは知行国主・受領としての立場から在庁官人・郡司・郷司等の任免権を掌握し、それら諸職の補任を望む地方武士達を家人化する方法などが主たる手段であったと思われる。一方、東国地域の場合は、遠隔地である上、豪族の寄進によって成り立つ寄進地系荘園が多くを占めていたので、豪族達に地代等の収取を請け負わず形が主となり、平氏としても直接的な支配を及ぼしにくいという問題があった。しかし平氏は、内裏警固の大番役を諸国の家人達に課して上京させ、これを指揮下におくことで、平氏の権勢を見せつけ、主従関係の一層の深化を図った。

内裏大番役を勤仕させる際には、家人達を個別に編成し、当該国の有力家人にその統率を任せた。東海・東山道諸国においては、伊豆国の伊東裕親、相模国の大庭景親、下野国の秀郷流足利忠綱、武蔵国の畠山重能・小山田有重等がこれに当たったことを野口実氏が明らかにされている（野口実—一九八二）。この中に相模国の大庭景親など、かつ

ての河内源氏譜代の家人が含まれていることは看過できない。

また良質な馬を産し、屈強な豪族の多い東国地域における在地勢力の糾合には、平氏も腐心した様で、治承三年の政変の際には藤原（伊藤）忠清を上総介に任じて「坂東八国侍別当」として下向させ、坂東八箇国の家人達の支配と統率に当たらせている。河内源氏の地盤であった関東には、平氏もやはり目を光らせていたのである。関東を本拠とする源氏や有力豪族に対しては、平氏の家人となるように積極的に働きかけた様である。平氏は、南関東諸国を一門の知行国としておさえ（治承三年以降の段階で、伊豆国、武蔵国、上総国、下総国、常陸国は平氏の知行国もしくは受領国であつたし、相模国も平氏の姻族が国守をつとめていた）、国衙機構の統属関係を利用しながら管内の有力武士を配下に加えていった。武蔵国の秩父氏一族や長井斎藤別当実盛、相模国の大庭景親、波多野義常、山内首藤経俊、渋谷重国等は、いずれも河内源氏譜代家人の家柄であつたが、平氏の家人となつている。また、北関東においても上野國の新田（源）義重、下野國の足利（藤姓）忠綱、小山政光、宇都宮朝綱等が、平氏の家人となつて、北の備えを固めていた。この策が功を奏したことは、治承四年の頼朝挙兵時に頼朝に合せず、逆にこれを討滅せんとした東国武士達が多くいたことから窺えよう。慈円が『愚管抄』において「平家世ヲ知テ久クナリカレバ、東国ニモ郎等多カリケル」という叙述は、真実を伝えたものであつたのである。

## 二、治承四年から寿永二年六月段階

治承三年の政変で、平氏が、王法の担い手である治天の君と関白氏長者を更迭したことにより、有力寺社は挙つて反平氏運動を起こし始める。後白河院が特に外護していた園城寺や、摂関家の氏寺ともいふべき興福寺が特に平氏に

反発した。しかも高倉親政・院政下になってからは、宮中における恒例・臨時の仏神事をはじめとして、諸山参詣、造寺・造仏等が等閑にされており、中央の有力寺院は、現政權に反感を抱いていた。そんな中、治承三年（一一七九）三月、平氏が高倉上皇の嚴島社参拝を計画していることが発覚すると、権門寺社の平氏に対する不満は一挙に高まった。讓位後の最初の神社参拝は、賀茂社か石清水社のいずれかを選択するというのがこれまでの慣行であったが、平氏はこの慣例を破り平氏の氏神嚴島社に行幸する決定をしたのである。延暦寺と園城寺、興福寺の三者は、武力に訴えてもこれを阻止せんとした為、平氏とこれら権門寺院との関係は險悪なものとなった。

この様な状況下において、治承四年（一一八〇）五月に、後白河院の第二皇子以仁王が自らの即位を宣言して、平氏打倒計画を進めていることが露見する。以仁王の計画とは、即ち、平氏の動きを封ずる為、延暦寺、園城寺、興福寺の三寺が連繫して京を包圍し、その間に東海・東山・北陸道の武士達が各地で兵を挙げ、平氏を追い詰めるというものであった〔田中文英―一九九四〕。

この反乱の首謀者である以仁王は、高倉院の兄であるが、母（高倉三位）が平氏と関係の薄い閑院流藤原氏（季成）の女であった為に、親王にもなれぬ不遇の身であった。しかも治承三年の政変の際には、知行する常興寺とその莊園が没収されるという憂き目に逢っていた〔山槐記〕治承三年十一月二十五日条）。以仁王は、三歳の甥、安徳の即位を否定するとともに、自らの即位と後白河院政の復活を訴え、東海・東山・北陸三道に平氏追伐を命ずる「令旨」を發したのである。

以仁王を支援したのは、後白河院の姉八条院であった。八条院は鳥羽院と美福門院との間に生まれた、まさに直系の女子で、膨大な皇室領（八条院領）を相続しており、政界への影響力も強かった。その八条院が以仁王を猶子とし



ていた。八条院が以仁王の即位を現実的なものと考えていたかどうかはわからないが、以仁王が、八条院の経済力と人的ネットワークを駆使して平氏打倒計画を進めたことは疑いない〔中村直勝一八九三〕。しかしこの計画は、挙兵前に平氏の知る所となり、治承四年（一一八〇）五月二十六日、以仁王等は宇治で敗死する。かく以仁王の乱は未然に防がれ、発覚から僅か十日余りで終息したのであるが、この以仁王の乱は、今後、様々な方面に波紋をもたらしつととなる。

以仁王の乱が鎮圧された翌二十七日から廟堂では、以仁王に同調した源氏や園城寺と興福寺に対する制裁処分について論議され、令旨を受け取った源氏等に対しては、尽くこれを追討するという厳しい処分が決定された〔吾妻鏡〕治承四年五月二十七日・六月十九日条〕。石井進氏が指摘される様に、平氏が選択したこの戦後処理の方法が結果として、平氏政権の寿命を縮めることとなった。即ち、この決定が平氏政権の地方支配に不満を持ちながらも中央の情勢をうかがっていた地方の武士達に決起を促す結果となったのである〔石井進一九七四〕。平氏は、諸國の有力家人に命じて軍勢を動員し、不穏な動きのある源氏を追討する様に命じた。また平氏方人となっている東國の源氏に対しても、追討に加わる様に命を下している。

挙兵を促す以仁王の令旨は、遅くとも治承四年六月初旬頃には、伊豆の頼朝のもとに届いていたはずであるが、頼朝はそれに対しては沈黙を守っていた。南関東のかつての義朝の家人達は、いまや平氏の家人となり、甲斐國の武田有義、上野國の新田義重、下野國の足利忠綱、常陸國の佐竹隆義など、東國の源氏達も平氏に対し従順な態度を示している当時の状況下で、流人である頼朝が挙兵するなど暴挙に等しかったからである。しかし、都の情勢を事細かに頼朝に伝えていた三善康信から、大庭景親率いる追討軍が自分のもとへ遣わされる旨、伝え聞いた頼朝は、重い腰を

上げざるを得ない状況となった。八月十七日、頼朝は伊豆国目代山木兼隆に夜討ちをしかけた。記念すべき初戦であるのに、少数の兵での夜襲という形を取らざるを得なかった所に、頼朝の置かれた状況が窺えよう。夜襲成功後の八月十九日、頼朝は下文を用い、伊豆国蒲屋御厨の住民に対して、以仁王の令旨によって東国一円の庄公沙汰権が頼朝に認められている旨を伝えているが（『吾妻鏡』同日条はこれを「関東御施行の始め」とする）、頼朝は以仁王の令旨にすぎないで、挙兵に踏み切ったのである。しかし、僅かな兵力で、相模国、武蔵国、伊豆国の兵で構成された大庭景親率いる平氏追討軍と互角に戦えるわけもなく、石橋山の戦いで惨敗を喫した頼朝軍は、命からがら海路房総半島に逃れる。ところが、その後、父義朝の家人であった三浦氏、千葉氏、上総氏等が頼朝のもとに馳せ参じたことにより、形勢が逆転することとなる。

表向きは、旧主の恩に報いんと主張したかもしないが、三浦義明、千葉常胤、上総広常等の有力武士が頼朝に加勢した本当の理由は、平氏政権下で彼等が苦境に立たされた為であり、起死回生の機会として頼朝の挙兵に賛同したのである。彼等が、平氏の東国支配体制のもと、国守や平氏の家人達によって、在庁官人としての検断職や父祖伝来の所領諸職を奪われ窮地に立たされていた事実を見逃してはならない。<sup>3</sup> 平氏が東国を支配するに及んで、転身して平氏の家人となり大きな権限や特権を与えられている、かつての源氏の家人達も多かったのであるが、これとは逆に特権等を奪われ、窮地に追い込まれている、かつての源氏の家人達もいたのである。大敗した頼朝軍が巻き返せるか否かは、これらの旧家人達を糾合出来るかどうかにかかっていたのである。

三浦・千葉・上総氏等の兵が加わったことにより、軍勢を整えた頼朝軍は、平氏家人やその与党を討伐しながら、安房国・下総国・上総国・武蔵国・相模国の国府を次々と占拠していった。物資や行政文書が集積されている国府を

抑えることは軍事作戦を展開する上で重要な意味があったのであるが、この進軍は、この機に敵対勢力を排除せんとする配下の武士達の要望に答える事でもあったのである。これらの南関東諸国は、平氏の知行国もしくは受領国であり、攻撃目標としては恰好であった。

治承四年段階における頼朝の軍事行動を評価するのにあたり重要なことは、頼朝がたえず以仁王の令旨を錦の御旗として掲げていたという事実である。いまだ敵対勢力も多く、だれが反旗を翻すかわからぬ状況下においては、やはり頼朝の軍事行動を正当化させることが必要であった。以仁王の令旨によって、委任された権限にもとづき、東国の莊園・公領をすべて支配下におくのであると頼朝は主張した。即ち、この挙兵が決して国家に対する叛逆ではなく、平氏のクーデター政権の顛覆を目指すものであることを内外に示す意味があったのである。

三善康信等の報告を通じて、京都の情勢を事細かく知り得ていた頼朝であるから、以仁王敗死の報せは、遅くとも頼朝の挙兵前までには頼朝の耳に入っていたはずである。その事実を知りながら、以仁王の令旨の權威にすがるしかなかったところに頼朝権力の危うさがあった。<sup>3)</sup> 頼朝は、家人達の要望に応え、かなり早い段階から論功行賞を行っているが、その権限も以仁王の令旨によって頼朝に委ねられたものと考えられていたようである（頼朝は、平氏によって奪われた在庁諸職や所領所職をいちはやく家人達へ返還することで、彼等の信頼に応えねばならなかった）。

治承四年十月頃までに頼朝は、安房国、下総国、上総国、武蔵国、相模国を支配下に治めるが、いまだ不安定な要素も多かった。平氏知行国である常陸国には、平氏家人の佐竹隆義、大掾義幹等が控えていたし、北関東においては新田義重や足利忠綱をはじめとする有力な平氏家人達が頼朝の動きを窺っていた。しかも以仁王が挙兵を促した東海・東山道諸国の源氏諸氏も、頼朝の挙兵には呼応せず、それぞれが独自の行動をとっていた。甲斐の武田一族や信濃の

木曾義仲は、頼朝とほぼ時を同じくして挙兵していたが、彼等も頼朝に同調しようとはしなかった。無為無官の流人である頼朝に、彼等を従わせる権威などなかったのである。

以仁王の乱を未然に防いだ平氏は、治承四年六月、天皇をはじめ、高倉上皇、後白河法皇をともない、平清盛が都市として築き上げた摂津福原に遷都する。園城寺や興福寺といった権門寺院が以仁王に加担したことから明らかなように、平氏と権門寺院との対立は深刻な状態となっていた。権門寺院との衝突を避けんが為、平氏は急遽福原に遷都したのである（元木泰雄——一九八八）。ところが、同年九月入ると、関東での頼朝の叛乱がますます拡大し、紀伊国（熊野別当湛増の挙兵）や九州地方でも叛乱が勃発、近江国においても帰京を求めて延暦寺の大衆が蜂起する、といった事件が次々と起こる。関東での叛乱の鎮圧を第一と考えた平氏は、平維盛、忠度、知度らによる追討軍を九月二十二日に福原から東国へ遣わすが、この年、西日本はかつてない旱害からひどい凶作に見舞われ、貴族達でさえ日常の食糧にことかくほどの有様の中での出兵であった。

この維盛率いる東征軍を駿河の富士川河畔で迎え討ったのは、頼朝の軍勢ではなく、甲斐源氏の軍団であった。石橋山合戦の後、頼朝の使者北条時政の説得に応じ、九月上旬に挙兵した甲斐源氏の一族は、同国の市川氏や工藤氏を率いて駿河国へ進軍し、十月十四日の鉢田合戦で駿河国目代橋遠茂の率いる駿河・遠江連合軍を撃破していた。武田軍は、平氏が期待する現地の主力部隊を壊滅させた上で、東征軍を迎え撃つ準備をしていたのである（杉橋隆夫——一九八八）。東征軍が富士川西岸に到着すると、十月二十日、武田軍は、これに夜襲をしかけ撃破する。東征軍は寄せ集めの軍勢で、しかも兵糧が欠乏し、著しく士気が低下していた。そのうえ遠征の疲れもあったから、屈強な武田軍の奇襲にひとたまりもなかった。この富士川の合戦で平氏軍が大敗したことにより戦況は大きく変化する。各地で反

平氏を唱える暴動が起こる様になり、これまで状況を窺っていた近江国、美濃国、尾張国の諸源氏も一斉に蜂起したのである。

平清盛は、この非常事態に対処するため、十一月二十六日、旧都に帰京する。諸国への交通の起点となり、物資が集中する旧都において軍事体制の立て直しを図ったのである（元木泰雄——一九八八）。還都を望んでいた貴族達や延暦寺に対しては、その代償として軍役を課した。公卿・受領・荘園領主に対しては、内裏警護のための兵士進上を命じ（玉葉）治承四年十二月十三・十五日条、「山槐記」十二月十日条）、延暦寺に対しては、近江国の賊徒の討伐を命じている（吉記）治承四年十一月二十二日条）。また欠乏している兵糧米を何とか確保せんと、諸国に「兵乱米」を課すが、東国は賊徒の為に途を閉ざされており、西国も大凶作であった為、成果は殆ど期待出来なかった（山槐記）治承四年十二月十日条）。

そして十二月十八日には、清盛は後白河院の幽閉を解除し、院政を再開させている。それとあわせてクーデターの際に、流人の身となっていた藤原基房の帰京をも清盛は許している。これは後白河院政の復活をスローガンとする諸国の源氏に対し、大義名分をあたえない意図があった様に思われる。

平氏は、叛乱軍の上洛に備え、荘園領主や受領に兵士役を課し、諸国に「兵乱米」を課したが、所期の効果が上がらなかつた為に、治承五年（一一八二）一月十九日、平氏の総領平宗盛を五畿内および近江国・伊賀国・伊勢国・丹波国の九箇国を管領する「総官」職に任じ、兵糧米を徴集せんと試みた（玉葉）同日条）。これは「総官」が管内の国衙機構を掌握することで、効率的に兵士や兵糧米を徴集し、畿内近国の軍事指揮権を強化せんとするねらいがあったと思われる。宗盛を「総官」に任ずる宣旨には、「天平三年の例」に準拠してとあるが（延慶本平家物語）卷六）、

天平三年(七三二)の惣官職とは、天平三年十一月に「諸道鎮撫使」と共に設置されたもので、「畿内大惣官職」には知五衛及授刀舎人であった新田部親王が任せられ、副惣官には藤原宇合が任せられていた。長屋王の変をはじめとする政情不安や早害<sup>ニ</sup>飢饉による人心の動搖、社会不安を武力を背景に鎮圧するのがその目的であった(『統日本紀』天平三年十一月丁卯条・癸酉条)。非常事態に臨み、権力を集中させ軍事体制を整えようという所に、両者に共通する性格を見出せる。治承五年の「総官」に話をもどすと、「総官」のもとで、実務を担うために、各国ごとに「総下司職」が任せられた様である。(玉葉)治承五年二月八日条。「総下司」職は宣旨職であり、平氏家人が任せられたと思われる。ただし確認出来るのは、丹波国諸莊園総下司職に平盛俊が任せられた例だけである)。どこまでこの制度が機能したのかという点は別問題として、数力国をブロックとして支配し、在庁官人を直接支配しながら、兵糧米や兵士を徴集し軍政を敷いた、という点で、治承五年の「総官―総下司」制は、後に影響を与える注目すべき制度であったのである。

「総官」制を導入し、立て直しを図る平氏であったが、この年にこれまで平氏政権の屋台骨を支えてきた高倉上皇(治承五年一月没)と平清盛(同年閏二月没)が病により相繼いで他界した為、ますます求心力を失っていった。

富士川の合戦の際に、後詰めとして駿河国へ進軍していた頼朝は、東征軍が敗走すると、相模国へ引き返し、国府において大規模な論功行賞を行なった。そして休むまもなく常陸国へ進軍し佐竹氏を討った。背後の敵である佐竹氏を討伐することで、南関東の地盤を固めようとしたのであろう。頼朝は佐竹征伐が完了すると、まもなく御家人達を統括する機関として侍所をおいた。元暦元年(一一八四)には、公卿の家政機関にならった政務・財務機関たる公文所(頼朝が従二位に任せられると政所と改称)や訴訟機関たる問注所も置かれるが、鎌倉幕府が、頼朝と御家人達との直接的な主従関係を根幹とする組織として産声をあげた以上、侍所の設置が他の機関に先んじて置かれたのも当然とい

えよう〔石井進―二〇〇四b〕。

その年の十二月に、頼朝の鎌倉の屋敷（大倉御所）が完成し、引きうつりの儀式が行われたのであるが、その際、頼朝の御家人となった三一一人が参列し、新たに侍所別当となった和田義盛が彼等の名前を記録したと『吾妻鏡』十二月十二日条は伝えている。『吾妻鏡』はこの記事に続けて「シカリシテ以降、東国ミナソノ有道ヲ見テ、推シテ鎌倉ノ主トナス」という一文を載せ、頼朝が東国の支配者としての地位を不動のものとし、ここに鎌倉幕府が成立したことを記している。

石井進氏をはじめとして、当該期を鎌倉幕府成立の画期とみる研究者は多い〔石井進―二〇〇四b、入間田宣夫―一九九八〕。しかし、これは『吾妻鏡』の編者の歴史観に従った評価に過ぎない。『吾妻鏡』は、治承四年（一一八〇）八月の挙兵後、石橋山の合戦で敗退したものの安房に上陸してからは快進撃をつづけ、同年末までには関東を席捲した様記載している。下総国で、三浦、千葉、上総氏の兵と合流した頼朝軍は二万七千騎となり、甲斐源氏や下野、上野で頼朝に呼応する者も五万騎以上であったという（『吾妻鏡』治承四年九月十七日・十九日・二十九日条）。下総から武蔵国へ入る際の頼朝軍は、三万騎に膨れあがり、その威容に武蔵の島山重忠、河越重頼、江戸重長等は戦わずして降伏したという（『吾妻鏡』治承四年十月二日・四日条）。そして相模国へ進軍し、足柄山に向かう際には、二十万騎にもなっていたと『吾妻鏡』十月十七日条は記するのであるが、この一連の記事が誇張であることは言うまでもない。北関東の主たる武士団が、この時点ではいまだ頼朝に従う意思を示していなかったことは前述した通りである。『吾妻鏡』は甲斐源氏も頼朝の命に従い、別働隊として駿河に進軍した様に記すが、実際には甲斐源氏の行動はまったく独立したものであり、頼朝の友軍であったに過ぎない。また、頼朝が武蔵国を支配したといっても、家督である島山重能や小

山田有重は、武蔵の精兵を率いて上京し、平氏軍に従軍しており、もし東征軍が関東へ入れば、どうなるか分からない状況であった。したがって治承四年の十二月頃までには一応、関東南部を平定はしたが、いまだ確固たる支配が及んでいないというのが現実であった。寿永二年（一一八三）二月に頼朝の叔父志田義広が常陸で頼朝に反旗を翻し挙兵したのも、その隙を突いたものであった。志田義広が挙兵すると、下野国の足利忠綱や小山政平をはじめとして、常陸国、下野国、上野国でこれに応ずる武士達がいたという（石井進一〇〇五）。下野国野木宮の戦いで志田義広が小山朝政に敗れ逃亡した為、ことなきを得たが、下野には平氏の家人であった新田義重などがおり、いまだ予断を許さぬ状況であった。東国の有力な源氏諸氏が頼朝を牽制しながら、独立した行動をみせていたことも頼朝にとっては頭の痛い所であった。彼等を臣服させるためには、朝廷から官位官職を得て、名実ともに武家の棟梁となることが必要であったのである。

謀叛人として追討の対象となっていた頼朝は、治承四年末頃から、その名譽を回復せんと、後白河上皇に積極的に働きかけていたようであるが、後白河院政が再開されると、頼朝は一層焦燥感を募らせた。これによって頼朝が軍事行動を起こす大義名分を失ってしまう可能性があったからである。関東諸国に対する頼朝の支配を盤石なものとする為には、どうしても朝敵の汚名を返上する必要がある。頼朝は自らの挙兵の動機を、後白河院の皇子以仁王の檄に応えたものであるとし、反逆の心など微塵もなく、後白河院の御敵となった平家を討たんが為に兵を挙げたに過ぎないと主張したが（『玉葉』治承五年四月二十一日条）、院政再開後も頼朝が矛を収め理由を後白河院に説明せねばならなかったのである。七月頃、頼朝から院に対して密かに「もし後白河院に平氏を滅ぼすつもりがないのであれば、古の様に、源氏と平氏を並び用い、どちらが君命を重んずるか、ご覧頂きたい」という大胆な提案がなされているの



も〔玉葉〕治承五年八月一日条)、後白河院から何とか信頼を得ようと頼朝が躍起になっていたことを示すものである。う。

頼朝が、当初から錦の御旗として崇め奉っていた以仁王の令旨のことについて、寿永二年初頭以降、一切触れなくなるのも、後白河院と折衝する過程で、勝手に皇位継承を主張した以仁王に対し、後白河院が憤りをもってすることがわかったからであろう(河内祥輔—一九九〇)。この頃から頼朝が、以仁王の檄に呼応した者達が用いていた「治承」の年号を捨てて、「養和」の年号を用いる様になるのも〔上横手雅敬—一九七〇〕、後白河院に対して恭順の意を示す意味があったに違いない。

関東から動けずにいた頼朝軍を尻目に、最初に入京したのは木曾義仲であった。甲斐源氏とほぼ時を同じくして信濃で挙兵した義仲は、父義賢の故地である上野へ進出し、しばらく同国の国衙を掌握しながら頼朝軍の動向を見守った。義仲は、その後、北陸道最大の平氏与党である城氏を撃破し、北陸道北東部から南西部へと兵を進める。そして寿永二年(一一八三)五月に加賀・越中国境の俱利伽羅峠で、平惟盛等が率いる平氏の主力部隊を打ち破ると、そのままの勢いで京都を目指した。北陸道を逃れ、義仲のもとにやってきた以仁王の遺子三宮(北陸宮)を奉じての行軍であった。義仲には、北陸宮を安徳に変わって皇位につけようという目論みがあったのである。

義仲の京攻めには畿内、東海、東山道の源氏諸氏も加わった。途中から義仲軍に合流していた義仲の叔父行家をはじめとして、頼政の孫の有綱(馬場源氏)、高田四郎重家、泉二郎重忠、葦敷太郎重隆(以上尾張源氏)、出羽判官光長(尾張源氏)、山本兵衛尉義経(近江源氏)安田三郎義定(甲斐源氏)、村上太郎信国(信濃源氏)等が、馳せ参じている。

ここに安田義定の名がある様に、甲斐源氏の一族も北陸道を行軍する義仲軍に歩調を合わせ、京を目指して東海道を

進軍していたのである（『吾妻鏡』は木曾義仲と安田義定が頼朝の代官として上洛したと記すが、両者は決して頼朝の代官ではなく、独自の軍事行動であった）（『浅香年木』一九八一）。

京都を包囲され、とても持ちこたえられないと判断した平氏は、ついに幼い安徳天皇を奉じ、一族共に西国へと都落ちする。

### 三、寿永二年七月から同年十月段階

寿永二年（一一八三）七月、平氏が一族揃って都落ちすると、後白河上皇は、直ちに入京してきた義仲らに平氏追討を命ずると共に、平氏一族二百余人の官位を剥奪し、平氏の所領荘園五百余箇所を没収した。平氏を追いつ落とした源氏諸氏には恩賞として官位・官職が与えられた。軍団の長として義仲と行家には、平家没官領の一部も分与されている（『延慶本平家物語』は一四〇箇所を義仲に、九〇箇所を行家に与えたという）。

上皇は、安徳天皇の在位を否定し、安徳の弟で四歳の四宮を立てて後鳥羽天皇とした。義仲は、北陸宮の即位を懇願するが、後白河上皇は、まったくこれを受け付けなかった。

入京してきた源氏諸氏には京中守護が命ぜられるが、彼等はほぼ同格であったので統制がとれなかった。寄せ集めの軍隊が都にひしめき合っていたのである。しかも飢饉等により、食糧をはじめとする物資が京中でも不足していたために、餓えた武士達が掠奪や暴行を行ない、都の秩序はなきに等しいものとなった。軍団の長として配下の者達の言動を窘めなければならぬはずの義仲も、叔父行家と主導権争いを行なうなど、奇合世帯が離散するのは時間の問題であった。

上皇や公家達は、上皇に恭順の意を示している頼朝に期待をかけ、一日も早い上洛を望むようになった。上皇と頼朝との間では水面下で交渉が進められていたのである。

治承四年以来、西国では例を見ない早魃の影響でひどい凶作となった上に、平氏が兵糧物資を強制的に徴集した為、京でも餓死者が道に溢れるという状態であった。したがって権門寺社も東日本からの物資に期待するしかなかった。しかし、東国は頼朝が抑えており、京都に物資が入ってくるかどうかは、頼朝との交渉にかかっていた。荒川秀俊氏の研究によれば、「兩年に豊作なく、早魃に不作なし」という諺にもある様に、古代以来、東日本では早魃のような暑い年は豊作で、兩年のような涼しい年には不作ときまっていたという（荒川秀俊一九七九）。西国では、過去に例を見ないような飢饉となっていた一方で、東国では、十分な食糧が確保出来ていたのである。このような状況が頼朝に非常に有利に働いたことは言うまでもない。九月末日に頼朝側から、平家によって掠領された寺社・王侯卿相の御領を速やかに回復させるべしという申し入れと、平氏与同の者でも投降してきたものは斬罪に処すべきではないという意見が後白河院へ上申されてきた（『玉葉』寿永二年十月四日条）。これは、頼朝が荘園公領体制の秩序を回復維持しようとしていることを示すと共に（勿論東国も例外ではない）、平氏与党として処罰されることを恐れている者達からも支持をとりつけるのが狙いであったと思われる。またこの申し入れの際に、頼朝が、これまでの合戦注文を後白河上皇に提出していることは看過出来ない。なぜならば、東国における頼朝軍のこれまでの軍事行動の正当性を主張する為に、この合戦注文が提出されたことは疑いのない事だからである。

治承四年以来、頼朝が後白河院との間で進めてきた政治交渉がついに実を結び、寿永二年十月九日頼朝は流罪を赦され、ついに本位に復すことに成功する。これは朝廷が頼朝に公権を付与する為に必要な処置であった。そしてその

五日後、朝廷は、東海・東山・東海道地域の治安維持を頼朝に命ずるいわゆる寿永二年十月宣旨を發した。この宣旨によって、頼朝は、当該地域の国衙在庁に對する軍事指揮権を朝廷から認められたのであるが、この頼朝への公権の付与は、これまでの頼朝が再三にわたり主張してきた東国での軍事行動の正当性（これまでの軍事行動は、すべて平氏のクーデター政權の顛覆を計ったものであるという主張に基づく）を朝廷が認めたことを意味しよう。この宣旨は全文が残っているわけではないが、『百練抄』寿永二年十月十四日条と九条兼実の日記『玉葉』寿永二年閏十月十三日条・同月二十日条・同月二十二日条等からその内容を伺うことが出来る。この寿永二年十月宣旨の主旨は、次の二点にあると推測できる。

A、東海・東山・北陸道（北陸道はのちに削除）の在庁に莊園公領の秩序回復を命ずる。

B、もし、その命に従わない者があらば、頼朝に触れて沙汰せよ。

右の宣旨が、東海・東山・北陸道の諸国をこれから頼朝の軍政下に置く、という事を前提としていることは言うまでもない。しかし、当時北陸道はいまだ義仲の勢力下にあり、義仲の本拠地ともいべき信濃国・上野国は東山道に含まれていたのだから、義仲がこれを知ったならば激怒することは明らかであった。義仲が平氏軍に敗れ、帰京する直前に、朝廷は慌てて北陸道を削り、改めて宣旨を下している（浅香山木一八九二）。

右の宣旨の内容は、東海東山諸国の神社・仏寺領、王家臣家領の莊園の秩序を回復させ、そこからの年貢等を速やかに都に運べるように頼朝が取り計らえ、というものであった。

東国からの貢上物（物資）を頼朝の責任で、都に無事届けさせる事こそが（つまりAが）、朝廷が当該宣旨を發給した目的であり、頼朝への公権（在庁指揮権を含む検断権を核とする）の付与は（つまりBは）、Aの実現のために為された

ことなのである。ところが頼朝の立場から考えれば、寺社権門の人々が鶴首していた東国からの年貢を保証すること、ついに念願であったBの如き権限を獲得することに成功したと言えるのである。

木曾義仲のみならず、近江源氏、美濃源氏、尾張源氏、甲斐源氏等の源氏庶流も独立した行動をとり、関東の情勢も予断を許さぬ状況下で、東国への支配を推し進めるには、何としても朝廷からのお墨付きを貰う必要があったのである。後白河院との間で政治交渉を慎重に行ってきたのもその為であった。

これまでの寿永二年十月宣言に対する先学の評価は、頼朝の東国支配を公家側が承認したとみる評価と、それとは逆に東国に対する実力支配を公家側が否定したものとみる評価があった。<sup>8)</sup>しかしいずれの評価にせよ、寿永二年当時の頼朝の東国支配が既に盤石なものであったという考えを前提としており、その前提に問題があったのである。

上横手氏は、当該宣言の適用範囲は、頼朝が実質的に支配（簒奪とも表現）していた地域でなければならぬとされ、その対象は東海道では遠江国、東山道では信濃国以東の十三ヶ国に過ぎなかったはずであると主張されたが（上横手雅敬氏一九七〇）、右で述べた宣言の立法目的を考えれば、両道の西端が対象外であっては意味を為さないのである。私はさらにこれを一步すすめて、頼朝の軍勢が東海道・東山道を通じて上京することまでも想定し、この宣言が下されたのではないかと考えている。後白河院は頼朝の上京を再三再四促しており、これに応じない頼朝に対し、痺れを切らせていた時期であった（『玉葉』寿永二年十月九日条）。この宣言が下されると、頼朝は、直ちに東国荘園の年貢を都に送り届ける名目で、つまり年貢の施行であると称して東山道に西端である近江国、東海道の西端である伊勢国へ軍勢を進めている（『玉葉』寿永二年閏十月二十日・十一月七日・十一月十日条、『吉記』寿永二年十一月十八日条）。当該宣言により頼朝は軍勢を入京させる大義名分を得たことになるのである。都が義仲の支配下にある以上、

義仲追討を命ずる宣旨等を下すわけにも行かず、頼朝軍の上京により、義仲軍を都から追い落とすことを想定して、この宣旨が下されたと考え、これは穿った見方であろうか。

一方の頼朝側も当該宣旨を最大限に利用し、東国支配を強固なものとしていった。たとい臨時とはいえ、東海東山道諸国の行政支配権を朝廷から認められたことにより、当該地域において、もはや頼朝に正面切って反旗を翻す者はいなくなった。独立した行動をとっていた近江国、美濃国、甲斐国の諸源氏の本拠地も、寿永二年十月宣旨により頼朝の支配下に入ったのであり、石井進氏の指摘される通り、これによって頼朝の源家の正嫡（＝武家の棟梁）としての地位も不動なものとなったと言えよう（石井進——〇〇四b）。頼朝は、後の文治二年（一一八六）初頭、奥州の藤原秀衡に対し、汝は「奥六軍の主」であり、自らは「東海道惣官」であると称しているが（『吾妻鏡』文治二年四月二十四日条）、寿永二年十月宣旨によって得た公権を頼朝がかく表現したに違いない。頼朝が、敢えてこのとき「東海・東山・北陸道惣官」と名乗らなかつたのは、文治二年初頭は、藤原秀衡との関係修復を計っている時であったから、秀衡を刺激しない様に東山道を敢えてはずしたものと思われる（陸奥は東山道に属する。東海道・北陸道惣官では不自然なので、東海道惣官としたのであろう）。

当時「惣（総）官」といえば、人々は、治承五年に平氏の総領宗盛が任じられた（畿内）惣官をまず想起したはずである。治承五年の「総官」とは、前述の如く、近畿五箇国とその周辺の九箇国をブロックとして管領するもので、武家の棟梁が当該地域を軍政下に置き、国衙機構を通じて、効率的に兵糧や兵士を徴収し、軍事指揮権を強化せんとしたものであり、やはり宣旨によって任せられていた。したがって治承五年の「総官」と、頼朝が寿永二年十月宣旨によって与えられた公権とは、頼朝自身が主張した様に、やはり性格的に非常に近いものがあつたと言えよう。

#### 四、寿永二年閏十月から寿永三年初頭段階

山陽道において、平氏と戦火を交えていた木曾義仲は、備中国水島の戦で平氏軍に惨敗すると、閏十月十五日、二ヶ月ぶりに帰京する。使者を派遣し、何とか義仲の入京を阻止しようとした後白河院であったが、これに失敗すると、寿永二年十月宣旨の対象から北陸道を削除し、義仲を宥めようとする。しかし義仲は、後白河院が頼朝に上洛を促すと共に東海・東山・北陸道諸国に対する頼朝の支配を認めたことに激しく抗議し、十月宣旨そのものを無効とし、頼朝追討の院宣を發する様、後白河院に迫った(『玉葉』寿永二年閏十月二十日条)。その後、後白河院と義仲との確執は深まり、後白河院が義仲に京からの退去を命ずると、義仲は遂に後白河院の法住寺殿を襲撃し、後白河院を幽閉してしまう。どうやら義仲は以仁王の遺子北陸宮の即位を画策した様である。だが、これまで義仲と行動を共にしてきた諸源氏も、この頃までには義仲を見限っており、近江源氏の一族、山本義経・甲賀入道成覚以外は、殆ど義仲から離反していた(浅香年木一八九一)。義仲は摂政藤原基通を始めとして、院近習の廷臣四十四名を解官し、その所領を没収するとともに、前摂政基通の家領を義仲のものとしてしまう(『百鍊抄』寿永二年十一月二十八日・二十九日条)。そのみならず、義仲は平家没官領をすべて手に入れて(『吉記』寿永二年十二月五日条、『百鍊抄』同年十二月二日条)。平氏を京から追い落とし、入京した際(寿永二年)には、義仲と行家は、その一部を与えられていたのであるが、このクーデターによって、義仲は独占的に平家没官領を入手する。クーデター後の寿永三年一月十日、義仲は宣旨により征東大將軍に任ぜられるが(櫻井陽子一〇〇四)、これは義仲が東国の頼朝に対抗せんとしたものである。

しかし、源範頼・同義経を大将とする頼朝軍が勢多・宇治路で義仲軍を破り入京すると、一月二十日、義仲はあつ

けなく近江国粟津で敗死する。

頼朝軍が義仲軍を撃破し、京を制圧したことにより、朝廷側の頼朝に対する期待は一段と高まった。寿永三年一月二十六日には、頼朝念願の平家追討宣旨がついに下された（同月二十九日には頼朝に義仲与党の追捕を宣旨で命じている）。そして、二月初旬の一ノ谷の戦いで範頼・義経等が平氏軍を討ちやぶり、その趨勢が明らかとなると、二月二十九日には、諸国七道諸国を対象とした宣旨で、朝廷は、「神社仏寺ナラビニ院宮諸司オヨビ人領等」に対する「武勇ノ輩」の押領停止を頼朝に命じている（『玉葉』寿永三年二月二十三日条）。

河内祥輔氏は、この二月二十九日付の宣旨を高く評価され、寿永二年十月宣旨は発展的に当該宣旨に解消されるべきものであった、と論じられている（河内祥輔——一九九〇）。しかし、寿永二年十月宣旨は、戦時下の特殊な状況下で、東山・東海・北陸道諸国の官物（国衙領）・年貢（庄園）等を確保する為に、頼朝に知行国主以上の行政支配権を付与したものであり、やはり寿永三年二月宣旨とは性格を異にすると思われる。ほぼ支配下にある東国地域での権限を得た十月宣旨と、その多くが、いまだ支配下に入っていない地域の権限を得た二月宣旨とは、実効性の上でも大きく異なる。また、河内氏が、寿永三年二月宣旨の「武勇の輩」を頼朝配下の武士と限定的に解釈し、「朝廷・荘園領主と頼朝勢力との間に生じた紛争が」当該宣旨で問題となっている、と指摘する点にも疑問が残る。五味文彦氏が既に指摘せる通り、朝廷はこの宣旨で、頼朝に対して平家追討を命ずるとともに、全国を対象とした軍事検断権を頼朝に付与したのであり、その対象を限定的に解釈する必要はないと考える（頼朝に武勇輩の濫妨を全面的に停止させ、理由ある場合は、頼朝を通じて朝廷に言上する様に命じている）。これは、平清盛が太政大臣という極官に登り詰めた仁安二年（一一六七）に、嫡子重盛に対し宣旨（五月十日付）を下し、平重盛に「東山東海山陽南海道等ノ賊徒」の追討を命ず



る事で、實質的に諸国の軍事警察権を付与したことを想起させるものである（『兵範記』仁安二年五月十日条）（五味文彦一  
一九七七）。

またこの頃、朝廷は、義仲が惣領していた平家没官領を頼朝に恩賞として与えている。『延慶本平家物語』所載の「寿永三年三月七日付前大藏卿奉書」から、石井進氏は、頼朝への平家没官領給与の手続きを次の様に想定された。それによると、まず寿永三年（一一八四）一月下旬から二月上旬に、院庁下文と共に平家没官領目録が頼朝のもとに下され、平家没官領の頼朝への給与が決定されたという。その没官領目録から、朝廷の考える平家没官領が平氏一門が本所として荘務権（荘園の進止権）をもつものだけに限定されている事に気づいた頼朝は、朝廷に抗議する。頼朝からの抗議を受けて朝廷側が、平家没官領についての朝廷側の見解を頼朝に示したのが「寿永三年三月七日付前大藏卿奉書」＝院宣であるというのである（『石井進』二〇〇四b）。これは穏当な解釈であろう。この「寿永三年三月七日付前大藏卿奉書」によれば、朝廷側の考える平家没官領の範囲は狭く、他の本所が恩給地として平氏一門に給与していた所領（得分権のみの所領、荘官職）は、あくまでも本所の進止下に属する地であって、没官の対象外とされた。さらに、正当な権利なしに平氏一門が国衙領を荘園化していた部分に関しても、国領に戻すべきものとして、没官の対象から除外された。

しかし、頼朝は右の朝廷側の平家没官領の定義を無視し、平氏が得分権のみを有する所領についても、治安維持を名目として没官の対象としていった。しかも、そのみならず頼朝は、義仲与党や平氏与党の所領も次々に没収し、地頭を配置していった。おそらく、寿永三年（一一八四）初頭に全国の平氏追討権ならびに全国の軍事檢断権を付与されたことを根拠として、頼朝に与しない在地領主達の所領所職を没収していったのであろう。

地頭とは、地主と同様に開発領主の領主権を表現するものであったが、頼朝が配下の武将達に本領・本宅安堵や新恩の給与を行なう際に多く地頭職補任の形式をとった為、現地を強力に支配する在地領主を意味する様になっていた。

もともとの支配地域であり、しかも寿永二年十月宣旨によって頼朝の軍政下に入っていた東海・東山道諸国においては、さほど障害なく、地頭が補任されていたはずである。しかし、もう一つの寿永二年十月宣旨の対象地域であった北陸道諸国は、東海・東山道諸国とは性格を異にしていた。北陸道諸国は、治承の内乱が勃発するまでは平氏勢力の重要な拠点であったし（七箇国中、若狭・越前・加賀・能登・佐渡の五箇国が平氏知行国であった）、義仲が挙兵した後は、その支配下に入っていた地域であった。したがって頼朝が当該地域に勢力を扶植する為には、平氏与党跡、義仲与党跡の所領を積極的に没官し、頼朝に従う者には地頭職の宛行や本領安堵を迅速に行なう必要があった。

その任務の為に頼朝が進出したのが「鎌倉殿勸農使」比企朝宗であった。比企朝宗は、少なくとも若狭国・越前国・加賀国・越中国の四箇国において「鎌倉殿勸農使」として活動している。おそらく木曾義仲の支配下に入っていた北陸道諸国の秩序を回復するために、寿永三年二月頃に赴任したものとと思われる（当該国の義仲与党の追捕を命ずる宣旨は正月二十九日に下されている）。寿永三年二月日付の後白河院への四ヶ条の奏状の中で（「朝務等の事」）、頼朝は「東国北国両道ノ国々、謀叛ヲ追討スルノ間、土民無キガゴトシ。今春ヨリ浪人等、旧里ニ帰住シ、安堵セシムベク候、シカレバ来秋ノ比、国司ヲ任ゼラレ、吏務ヲ行ハレテヨロシカルベク候」と申し入れているのを見ると（「吾妻鏡」寿永三年二月二十五日条）、比企朝宗は、国司の吏務をも代行した様である。

元暦元年（一一八四）五月日付の院庁下文によれば、僧上座なる者が、比企朝宗によって越前国和田荘における義

仲与党斎藤友実跡の地頭職に任せられていることがわかる（『平安遺文』四一〇七号・五〇八八号）。後述せる様に、文治元年に西国三十六箇国の謀叛人跡に莊郷地頭を設置する為に、数箇国を単位として国地頭を置く事になるが、北陸道の「勸農使」も、この国地頭の先駆けとなるような臨時の職であり、国衙機構を通じて没官対象の調査を行ない（おそらく独自に没官領注文の様なものを作成したのであらう）、没官領と確定した所に、暫定的に地頭を任命していったのではないだろうか（後に頼朝の下文によって正式に補任されたはずである）。しかし朝廷は、頼朝側が謀叛人領を勝手に選別することに否定的であった。たとえば元暦元年五月付の院庁下文においても、比企朝宗が越前国河和田莊を義仲与党斎藤友実跡として認定し、地頭を置いたことを後白河院側は「源家の濫妨」として非難し、その取消を求めている。義仲与党斎藤友実跡として当該下司職を没官したと頼朝側は言うが、実際の所は、領家の意向を無視した斎藤友実によって違法に奪取・占拠されていたものであるから、没官の対象外であると後白河院庁は結論づけている。この判決を下した院庁下文の「誰カ始メテ領家ノ下知ヲ離レ、地頭下司ヲ号スベキヤ」という一文は、勿論、過去の友実の押領行為について述べたものであるが、この原則は、右の判決時にも有効であったのではないか。つまり朝廷側は、頼朝に平氏没官領の範囲を示したときと同様に、莊務を掌るもの（本所領家）が莊官（地頭・下司）を任命する権限を得るという主張を曲げていなかったように思われるのである（『河内祥輔』一九八九）。

その後、戦線が畿内から中国・四国・九州へと拡大するのにともない、頼朝の家人達によって、それぞれの地域で新たに没官領注文が作成され、謀叛人跡には暫定的に沙汰人（地頭）が置かれていった（『天山喬平』一九七五）。これは鎌倉殿勸農使比企朝宗が北陸道諸国で行った方法と同一であるが、畿内から中国地方にかけてはまた特殊な事情があった。伊賀国・伊勢国から瀬戸内一帯にかけては、中小の武士団が大半で、かつては平氏の軍団に組織されていた

者が多かった。したがって現在は頼朝に従っている者でも、もし平氏が勢力を巻き返してくれば、頼朝に反旗を翻す可能性があった。したがって彼等を頼朝の御家人として組織し直し、平氏追討軍に組み込むことが頼朝にとっての急務であった。しかしその為には、新恩給与（謀叛人跡の給与）や本領安堵を速やかに行ない彼等の要求に応えてゆく必要があった。だが中国地方あたりまでは、中央の本所や国司の支配が強くと及んでおり、たとい謀叛人跡であっても頼朝がそれを没官処分の対象とする事は容易でなかった。権門寺社は、没官対象の範囲を極力限定しようとしたのである。本所と在地領主、あるいは国司と在庁官人との間に頼朝が介在してくることに対し、荘園領主や国司達は抵抗を見せたのである。

しかも、東海・東山・北陸道諸国とは異なり、畿内においては、荘園領主から提訴された在地領主の非法についての事案は、一々後白河院の判断を仰ぐ必要があった。木曾義仲を討伐した後、後白河院の命に従い畿内の治安維持にあたっていたのは源義経であったが、平氏追討に向かう義経に代わり、元暦二年（一一八五）二月に鎌倉殿御使として中原久経と近藤国平が上京し、義経の任を引き継いだ。中原久経と近藤国平の両名は、畿内十一箇国を管掌したが、「悉クモツテ奏聞ヲ経、院宣ニ随フベシ、コノ一事ノ他、私ノ沙汰ヲ交ウベカラズ」とある様に（「吾妻鏡」元暦二年二月五日条、彼等の役割は、私見を交えず、後白河院の仰せに随い、武士達の濫妨狼藉を停めること）であった（田中稔一九九二）。この段階で頼朝が、謀叛人跡の没官を思うように行なえなかったであろうことは容易に想像がつく。

右の様に、謀叛人領の扱いをめぐる、朝廷と頼朝の間で駆け引きが見られたが、頼朝に課せられた目前の課題は、平氏を追討することであった。その為には頼朝の支配が及んでいない西国地域で軍事体制を早急に整える必要があった。頼朝は、西国に進出すると、有力な家人達を進軍した地域の一国ないしは数カ国を管掌する「惣追捕使」等に任

じ、当該地域を軍政下に置いた。「惣追捕使」は、その名の通り、管内での軍事指揮権を有したのである。具体的には、「惣追捕使」が、国衙機構を通じて、兵士の召集を行なうとともに、兵糧をはじめとする軍需品を管内から強制的に徴収したのであろう。また当初の「惣追捕使」は、北陸道の「勸農使」と同様、国司の職務を代行し、謀叛人跡の没官や在庁職の任免をも行なった様である（『吾妻鏡』寿永三年三月二十五日条）。その過程で在地領主の御家人化が計られた事は勿論である。

しかし、ここでも荘園や国衙領を支配下におく権門勢家側からの反発が強かったらしく、平氏追討の宣旨が頼朝に下されてから、わずか一箇月余り後の二月二十二日付の宣旨で、頼朝は、朝廷から兵糧米の徴集を全面的に停止するよう命ぜられている（『玉葉』寿永三年二月二十三日条）。前述した様に、治承四年以来西国では例を見ない早魃により凶作が続いており、頼朝軍が兵糧米を西国地域で確保するのは、最初から至難の業であった。その上このような禁令が出され、食糧が確保出来ないとなると、軍事行動どころではなかった。

#### 五、元暦元年八月から文治元年十二月段階

平氏追討の為に、先ず西国に兵を進めたのは、在京中の義経ではなく、頼朝のもう一人の弟範頼であった。範頼は、元暦元年（一一八四）八月に鎌倉を出発し、その年末には赤間関（下関）に至ったが、兵船が整わず、しかも当初から懸念していた通り、出兵の長期化で兵糧米が欠乏し、兵士達の志気は著しく衰えていた。頼朝はこれに対処せんと、東国から兵糧米を範頼のもとに送るが、状況は好転せず、頼朝は義経に平氏追討を命ずる。

元暦二年（一一八五）一月に西国へ向かった義経は、水軍を組織し、屋島の戦い（二月）、壇ノ浦の戦い（三月）に勝

利し、ついに平氏を全滅させる。

平氏滅亡によって、頼朝は、西国に惣追捕使を置く大義名分を失ったわけであり、同年六月、所期の目的を達したとして、頼朝は朝廷に対し、惣追捕使の停止を申し入れている（『百鍊抄』元暦二年六月十九日条）。これこそ臨時の職としての惣追捕使の性格を示すものである。

朝廷側からの圧力によって頼朝は、惣追捕使の停止を申し入れたと考えられるが、惣追捕使停止の方針が定まった翌七月には、本所側の要請に従って頼朝は、平氏滅亡後もそのまま大宰府に駐屯し九州における平家没官領の処理にあたっていた弟の範頼を召還している。範頼に代わり、鎮西・四国の治安維持の為に下向したのは、「鎌倉殿御使」として畿内近国十一箇国の治安維持にあたっていた中原久経と近藤国平の兩名であった。彼等の任務は、畿内近国の場合と同様、私の沙汰を交えず、院宣を申請し、それにもとづき下知を加えるというものであった（『玉葉』文治元年十二月二十七日条所載「同年十二月六日付頼朝書状」）。大宰府・九州諸国在庁に対して「兩人の下知に従い、武士の押領を停止し、諸国の国衙領・庄園を、国司・領家に知行させよ」との院庁下文が下されたことをもって、石井進氏は、「この下文の内容はかつて頼朝の東国支配を公認する結果を生んだあの一一八三年十月宣旨の趣旨に近く、限定つきではあるが頼朝の使者一人を大宰府・九州諸国国衙の上に立つ地位に任命し、国衙支配を承認したものである」と高く評価された（『石井進』二〇〇四b）。しかし、朝廷が両使の鎮西下向を頼朝に強く要請したのは、決して頼朝の九州支配を強化させるためではなく、それとは逆に頼朝側の判断で没官行為を行なうことを阻止せんとする公家側の狙いがあったと考えるべきではないだろうか。いちいち院の判断を仰がねばならないという点が、この両使制の肝腎な所である。

しかし、頼朝も朝廷側の言いなりになっていたわけではなく、平家一門の旧領や原田種直、板井種遠、山鹿秀遠等の跡に沙汰人（＝地頭）を定めてから帰洛するよう範頼に命じており、ここでも公武間での駆け引きが窺える。

前年六月に、三河・武蔵・駿河三国の知行国主になっていた頼朝は、文治元年八月に、さらに伊豆国・相模国・上総国・信濃国・越後国・伊予国の六箇国も知行国として賜り、東国の支配を一段と堅固なものとしていった。

平氏が滅亡し、戦乱も沈静化に向かうかと思われた矢先の五月頃、頼朝と義経との対立関係が表面化し、それが深刻な問題となっていた。

頼朝の弟であり、自らが平氏を討伐したと自負する義経と、たとい身内であろうと臣下の礼を弁えるべきだと考え、これまでも義経に自省を促してきた頼朝との関係が急速に悪化したのである。しかし両者の関係悪化は、在京の義経を意のままに操り、自らの懐刀とすることで、頼朝を牽制しようとする後白河院の画策があったからなのである。

だが血気にはやった義経は、軍兵も整わないうちに叔父行家と共に挙兵してしまった。後白河院としてもこれは予想外の展開であったはずだが、義経に懇願され、ついに頼朝追討の旨を与えてしまう（『玉葉』文治元年十月十七日条）。軍需物資を調達する為に、義経には鎮西九箇国の地頭職が、行家には四国四箇国の地頭職が旨によって与えられた。これは、管内の国衙機構を通じて、兵士や兵糧米を徴集する権限を与えたものであり、職権は平氏政権下の「総官惣下司」制や、平氏追討時の「惣追捕使」制と大差ないものであった。しかし、この「九国地頭職」・「四国地頭職」制は石母田が指摘する様に「律令制国家によって法的に承認され、その意味で国家体制の一部となった最初の地頭職」であった点にその歴史的な意味がある（石母田正一「一九八九」）。かくの如き「九国地頭職」・「四国地頭職」制であったが、実際には画餅に帰した。なぜなら義経等が国地頭職の権限を一度も行使することがなかったからである。

義経等は、拳兵したものの、畿内では思うように兵を集める事が出来ず、西国で形勢を立て直そうと摂津国大物浦より船出するが、これも暴風雨にあって難破し、纒かの兵まで離散するといった有様であった。

頼朝追討宣旨が下された後の頼朝の対応は早かった。十一月初旬に義経らが撤退するのと、ほぼ時を同じくして、頼朝の代官として北条時政が千余騎の兵を率いて上京し、都を制圧した。頼朝は、朝廷側に頼朝追討宣旨を下した責任を追及すると共に、この機に乗じて義経と党をはじめとする謀叛輩を追捕する為の強力な権限の付与を朝廷に要求する。

十一月二十五日、義経・行家追捕の口宣が頼朝に下され（『吾妻鏡』同日条）、二十九日には、勅許により、義経等の追捕と治安維持を名目として、五畿内・山陰道・山陽道・南海道・西海道諸国に惣追捕使と国地頭を置くことが頼朝に認められた。しかもそのみならず、その活動を助ける為に、荘園・公領を論ぜず、反別五升の兵糧米を徴集する権限も頼朝に認められた（『玉葉』文治元年十一月二十八日条）。

義経等が実際に赴いてはいない南海道・西海道諸国がこれに含まれているのは、朝廷が鎮西九箇国、四国四箇国の地頭職を義経・行家に与えた代償であったといえよう。また当該地域に国地頭が置かれたのも、義経等が国地頭職を拝領した先蹤を追うものであろう。しかしこの度の追捕使・地頭の設置は、謀叛人の搜索・追捕という名目のもと、これまでになく徹底したものとなった。国単位で置かれただけではなく、郡・郷・荘・保にもこれらの職が置かれたのである（『石井進』一〇〇四b）。

地頭に関して述べれば、国衙領・荘園を問わず、謀叛人跡に一律に地頭を置く権限が与えられたのである。ひとたび謀叛人跡と認定されれば、それが得分権のみの荘官職であろうと、旧国衙領であろうと、すべてが頼朝の進止下に



入ったのである。没官領の取扱をめぐる寿永三年初頭からの懸案事項を、頼朝はこの機に乗じて一挙に解決させてしまったのである（勿論、東海・東山・北陸道諸国においても、この新たな基準で、没官領跡に荘郷地頭が配されていたはずである）。このときに荘郷地頭と共に西国に置かれた国地頭は、その名は同じでも、義経等が拝領した国地頭とは性格が異なると思われる。佐藤進一氏が指摘せる如く、頼朝がこの度勅許された国地頭の役割は、国衙に置かれた国内荘公の検田帳や土地台帳を利用して、管内の没官領を調査し、そこに荘郷地頭等を任命してゆくことが、その主たる任であったと考えられる。これは従来、総追捕使が行なってきた職掌であったが、荘郷地頭の設置を徹底させる為に、職掌を分化させ、国地頭という新たなポストを置いたのであろう。朝廷が義経・行家に与えた国地頭職を、頼朝が換骨奪胎させ、利用したものと私は理解している。国地頭職は没官領の処分が終われば、その歴史的な役割を終えるのであり、史料上にその足跡を残していないのも、国地頭職のこのような性格の故ではないだろうか。

また郡・郷・荘・保に新たに設置された追捕使も、基本的には謀叛人跡に限定されていたのではないだろうか。謀叛人等が、押領使等の検断職を帯していた場合、その跡に「追捕使」が置かれたのではないか。

史料不足の為に、追捕使と地頭との関係を明言する事は出来ないのであるが、国地頭・荘郷地頭は、謀叛人跡を占拠して治安を維持することを目的とし、国惣追捕使・荘郷追捕使は、謀叛人の捕縛等、軍事検断権を行使することを目的にしたと、私は今のところ理解している（兵糧米の徴集権は惣追捕使にあったと推測される）。国単位の地頭とその管内荘郷地頭との関係、あるいは国単位の惣追捕使とその管内荘郷追捕使との関係も不明であるが、さしあたり後者が前者の指揮下にあったとする佐藤説に従っておきたい（佐藤進一——一九八三）。

文治元年十一月二十九日の勅許により頼朝に認められたのは、上記の様に、謀叛人跡に地頭職や追捕使職を補任す

ることだけではなく、「諸國ノ在庁、庄園ノ下司、惣押領使」等に対し、軍事指揮権を行使することも同時に認められている（「石井進」一〇〇四b）。荘園公領を論ぜず一律に段別五升の兵糧米を徴集する権限を認められたことと相俟って、強力な軍事支配権を頼朝は行使し得たのである。

寿永二年十月宣旨によって、既に北陸・東海・東山道諸國は頼朝の軍政下に入っていたが、文治元年十一月二十九日の勅許により、ついに日本全国を頼朝の軍政下に置くことに成功したといつてよいと思われる。

また、この機会に乗じて頼朝は、如上の軍事檢断権の問題のみならず、朝廷内の体制や人事にも介入していった。その年の十二月九日に頼朝は、以下の様な事を後白河院に要求した（『吾妻鏡』文治元年十二月六日条、『玉葉』文治元年十二月二十日条）。即ち、①義経・行家に同意した廷臣十二名の解官をもとめ、その後任者を推薦した。②合議で政務を執り行なう議奏公卿十名を推挙し、その多くに知行國の給与を求めた。③右大臣九条兼実の「内覧」（公文書を天皇に奏聞する前に、或いは奏下する前にこれを内見する職）就任を要請した。結果として後白河院は、これらの頼朝からの要求をすべて受け入れているが、頼朝が廷臣の人事等にまで介入してきた意味は大きい。この院奏折紙状が作成された同日に頼朝は、九条兼実へも私信を綴っているが、その中で「今度、天下草創之時」という表現を用いている。この文言はこれまでの書状の中には見られなかった大胆なものであり、この文章表現から我々は、実力をつけた頼朝の自信を読み取るべきであろう。

## 六、文治二年一月から建久二年一月段階

文治元年（一一八五）十一月二十九日の勅許により、日本全国を軍政下におさめた頼朝であったが、畿内近國をは

じめとする西国諸国においては、やはり権門寺社からの反発が強く、頼朝に一任されたはずの謀叛人跡の処分をめぐっても、頼朝の思惑通りにはなかなか進まなかった。たとい謀叛人跡であっても、後白河院からの仰せがあれば、新地頭を補任することができなかったからである。

畿内近国七箇国の国地頭職と惣追捕使を兼帯する北条時政が、文治二年（一一八六）三月に、畿内近国七箇国の国地頭職を「勸農ヲ遂ゲシメ候ハンガ為」という理由で辞退したのも（『吾妻鏡』文治二年三月一日条）、国地頭の職務遂行が畿内近国において多難であったことを物語るものではないだろうか。

国内の没官領を調査し、そこに荘郷地頭等を任命してゆくことが国地頭の主たる役割であったとするならば、時政が、職務の遂行に行き詰まりを見せたのもなかば当然であると言えよう。

頼朝側にしてみれば、謀叛人跡に速やかに新しい沙汰人を置くことで、在地の秩序を回復させ、勸農を遂げさせるという大義名分があったのであるが、とくに畿内近国では、膝下荘園の荘官職を失なうことを悲嘆した権門寺社からの猛反発にあい、そのことが不徹底なまま頓挫せざるを得なかったのではないだろうか。畿内近国七箇国の国地頭職を辞任する際に、北条時政が、「勸農ヲ遂ゲシメ候ハンガ為」と上申したのは、皮肉を込めたものであったに違いない。この申し出を受けた後白河院は、この機に乗じて、狭小な地域に新たに設置した追捕使についても廃止を命ずる院宣を下しており（『吾妻鏡』文治二年三月七日条）、頼朝勢力を排除してゆこうとする朝廷側のねらいが看取されよう。しかも文治二年・三年になると、軍政の解除を王朝側から要求され、それを受け入れざるを得ない状況に頼朝は追い込まれる。文治元年の勸許は、義経・行家一党の追捕を第一の目的とするものであったから、義経等の勢力がまったく取るに足らぬ存在であることが判明した以上、全国に軍政を敷く意味がなくなってしまったのである。

頼朝は、かくの如き朝廷側の巻き返しに対抗するため、文治二年六月二十一日には朝廷に対し、思い切った提案をする。畿内近国三十七箇国<sup>9)</sup>については、院宣によって武士の濫行停止を命ずる様に要請したのである(『吾妻鏡』文治二年六月二十一日条)。これは寿永三年当時の状況に戻すことを意味し、頼朝権力の後退であることは間違いないのであるが、この頼朝の申し出の真意は、そのことと引き換えに、頼朝が実力で勝ち取った東国十七箇国(東海道における三河以東、東山道における信濃以東、北陸道の越後)に対する支配権を、そのまま王朝側に認めさせようとするものであった(裁判権の委任という形で)。即ち、頼朝からの申し入れは、寿永二年十月宣旨で既に認められていた東国に対する特殊な権限を平常時においても継続させていこうとする狙いがあったものと思われる。<sup>10)</sup>

このときの申し出の際に頼朝は、鎮西九箇国についても、東国同様、院宣下付の対象から除外し、太宰師藤原経房の支配に服すべきであると主張している。これには、東国に対する支配権の主張を露骨なものとしないうという頼朝のもくろみがあったものと推測されるが、さらにその先には、九州諸国を特別地域として、朝廷の直接支配から切り離しておき、いずれは、頼朝が支配を及ぼしてゆこうとするもくろみもあったのではないだろうか。

王朝側は、軍政の解除を求めると共に、文治元年の勅許で頼朝に与えた諸国の在庁・下司・押領使進退権についても頼朝にその返上を迫ってきたのである。文治三年(一一八七)九月十三日に、頼朝の意を受けて北条時政が、摂津国の在庁に対し、文書調進以外の諸役、即ち内裏守護以下の軍役等を賦課しないことを上申していること、ならびに、建久三年(一一九二)六月二十日の美濃国御家人宛の頼朝の(政所)下文において国内諸荘園地頭のうち、御家人身分のものだけが当国守護大内惟義の指揮に従って大番役以下の関東の軍役を勤仕せよと明記されていることをもって、佐藤進一氏は、「恐らくこの頃(建久三年)までに、頼朝は、文治の勅許で掌握した在庁下司押領使に対する軍事指

揮権を放棄してしまつたと見てよいであろう」と評価された（佐藤進一——一九八三）。この時点で、頼朝が、在庁・下司・押領使進退権を完全に放棄したか否かは検討の余地があると思われるが、王朝側が、在庁・下司・押領使進退権の放棄を頼朝に迫つた結果、右の如き頼朝の見解が示されたことは、ほぼ間違ひなからう。<sup>12</sup>

かくの如く、公武間で一進一退の交渉が進むさなか、文治五年（一一八九）九月に頼朝は、最後の総仕上げともいふべき奥州征伐に向かう。義経は北方の王者藤原秀衡を頼つて奥州に落ち延び、その報は文治三年秋頃には鎌倉にも伝わっていたのであるが、頼朝といえども、奥羽・奥羽をなれば独立国状態で支配し、強力な騎馬軍団を擁する奥州藤原氏に対し、容易に戦争を仕掛けることも出来ず、手をこまねいていた。そんな折、当主藤原秀衡が病死し、その相続をめぐる内紛が生じていることを耳にした頼朝は、これを好機とみたのである。頼朝は、すかさずにその後継者である泰衡に圧力を加え、まず義経を殺害させた上で、自らがが大軍を率い奥州藤原氏を攻め、これを滅亡させる。頼朝はたびたび追討宣旨の発給を朝廷に求めたのだが、頼朝の権力が増大することを懸念した朝廷はこれを許さなかつた。その為に、頼朝は、七月十九日、独断で鎌倉から出兵したのである（頼朝が独断で軍事行動に出たことに慌てた朝廷では、日付を七月十九日に遡らせて宣旨を下付している）。この奥州合戦の勝利によって頼朝はついに日本全土に覇権を及ぼすことが出来たのである。頼朝は、軍事制圧した奥州を特別地域として、守護を置かずに奥州惣奉行を置き、民政全般を掌らせた。これは、従来、平泉藤原氏が事実上執り行っていた陸奥国府の在庁支配権を幕府が引き継いだものと評価出来よう（高橋富雄——一九五〇）。

奥州を平定し、武家の棟梁としての地位を不動のものとした頼朝は、翌建久元年（一一九〇）十月、一千余騎を率いて初めて上京し、政治上の問題について後白河院とじっくり会談に及んだ。圧倒的な軍事力を誇る頼朝は、平時に

おいても全国の軍事検断権を掌握することを後白河院に承認させ（牧英正一一九三五）、さらには頼朝の勢力基盤である東国に關しても文治二年（一一八六）六月二十一日の申し出の通りに、特殊な行政権を行使することを認めさせたはずである。

平時の軍事検断権は、日本六十六箇国の総守護職・総地頭職として、頼朝個人に与えられたのである。頼朝はそれを国ごとの守護職、荘・郷ごとの地頭職として振り分け、家人達に与えた。守護は、戦時下で置かれた「総追捕使」の後身であるが、管内の御家人に対して軍役を課し（平時での大番催促、戦時における軍事指揮権）、謀叛人や殺人の追捕にあたった。地頭は、治安維持と犯罪の再発を防ぐ為に謀叛人跡に設置されるという原則は、従来通りであったが、いま地頭が置かれていない荘・郷においても、将来、そこから謀叛人および兇悪犯が発生した場合は、凶徒隠住の地として、新たに地頭をおくことが取り決められたと思われる（佐藤進一一九八三）。

頼朝は、在京中に権大納言（十一月九日）、右近衛大将（十一月二十四日）に任せられるが、これは後白河院が、朝廷を守護する侍大将となる事を頼朝に期待した上での任官であったと考えられる。だが十二月四日には、頼朝は両職を辞し、鎌倉への帰途につく。頼朝が切望したのは、武家の棟梁に相応しい征夷大将軍のポストであった為に、両職を辞したというのがこれまでの通説であった。後白河院逝去後の建久三年（一一九二）八月に、頼朝が征夷大将軍に任ぜられていることから、後白河院が頑なに頼朝の就任を拒絶した為に、征夷大将軍への任官が遅れたと考えられてきたのである。しかし、頼朝在京中に胸襟を開いて会談した九条兼実の日記等を丁寧に読み直した北村拓氏は、頼朝が征夷大将軍への就任を朝廷側に働きかけた形跡は見られないことを明らかにされた（北村拓一一〇〇三）。朝廷が頼朝に征夷大将軍を授与しようとしたのは、実はこれがはじめてでなく、寿永三年の春にも義仲討伐の勳賞として頼朝に

征夷大将軍職宣下を行おうとしていたのである（『吾妻鏡』 寿永三年四月十日条）。この際には立ち消えとなったが、建久三年に当該職が授与される際も、経緯としては寿永三年の場合と同様に、内乱に終止符をうったその勳賞として任せられたのであった。けれども頼朝は、征夷大将軍の任官にも消極的であり、それに代わるものとして「大将軍」の称号を望んだらしい<sup>15)</sup>。征夷大将軍は東国平定を象徴する官とも言えるが、「大将軍」は、軍団の長であることを示す称号に過ぎず、なぜ頼朝が「大将軍」を望んだのかかが問題となる。朝廷側では東国の軍事権門に相応しい官職として「征夷大将軍」を与えようとしたのであろうが、頼朝は、日本全土の軍事指揮権を掌握したものの称号としては将軍達を統率する「大将軍」の方がより相応しいと考えたのではないだろうか<sup>16)</sup>。頼朝は、意味のない名譽職を最後まで求めず、全国の軍事検断権を掌握する武家の棟梁として、あるいは東国の主として、君臨したのである。

また、組織としての鎌倉幕府の成立を考えるならば、やはり、前右近衛大将家政所の開設が重要な意味をもったと思われる。上述せる様に、建久元年（一一九〇）の上洛の際に、頼朝は権大納言・右近衛大将に任せられるも、すぐに両官を辞したのであるが、鎌倉に帰ると、翌建久二年正月、前右大将家政所の吉書始を行なった（元暦元年に政務を処理する機関として公文所が設置されていたが、文治元年に頼朝が従二位に任せられたのに伴い、政所と改称されていた）。このとき頼朝は、それまで所領給与にあたって御家人に下付していた御判（頼朝の袖判のある下文）もしくは奉書の文書を取り上げて、政所の下文を再交付することにしたのである（佐藤進一一九七二）。この意味について佐藤進一氏は「これは単なる恩給文書様式の変更ではなく、それまで狭義の財務機関にすぎなかった政所が御家人に対する恩給義務を管轄するに至ったことを示す。このことは、それまでの御家人が棟梁頼朝によって直接の人間関係において把握されていた方が、棟梁の家務機関なる人間性を捨象した存在によって把握なおされるに至ったことを意味する」

と論じられたが、妥当な評価であろう（佐藤進一—一九八三）。従来、頼朝との直接的な主従関係で結ばれていた御家人達が、鎌倉幕府機構の構成員として把え直されているのである。<sup>65</sup> おそらくこれは頼朝を権威づける為に行われたことではなく、頼朝亡き後の事を考えて、鎌倉幕府体制の永続化を図ったものと思われる。しかし皮肉にもこれが逆に、鎌倉殿の地位を傀儡化させるきっかけとなる。また、これとほぼ時を同じくして（建久三年から同九年頃に至るまでの間に）、畿内近国や九州諸国において、一国単位の御家人交名が作成され、幕府へ提出されているが、これなどもやはり幕府支配体制の強化を図る一連の政策として理解すべきものである（石井進—二〇〇四b）。<sup>66</sup>

おわりに

以上、鎌倉幕府が成立する過程を、雑駁に整理してみたが、これは鎌倉時代前期の法制度の特質を明らかにせんが為の準備作業として、先学研究の主要な点を自分なりに整理したノートに過ぎない。

本稿において論じた如く、当該期の公武関係は非常に微妙なものがあり、頼朝は、したたかな後白河院と慎重に交渉を進めながら、段階を踏みながら権力を伸張させていった。その交渉も一進一退であったが、その難局を乗り切って、ついに頼朝は全国の軍事検断権を掌握すると共に、確固たる権力地盤を東国に築き上げたのである。

「東国国家論」を提唱する研究者は、頼朝が東国の実質的支配者となった治承四年（一一八〇）十二月段階、もしくは、朝廷が宣旨により頼朝の東国支配を承認した寿永二年（一一八三）十月段階を鎌倉幕府成立の画期であると評価した。しかし本稿でも言及した様に、治承四年十二月段階における頼朝軍は、南関東を軍事的に制圧しただけであり、未だ予断を許さぬ状況であったし、また寿永二年十月宣旨も、頼朝が、朝廷に対して東国からの貢上物を担保す



ることで、ようやく勝ち得たものであり、決して頼朝の東国支配を前提とするものではなかった。この十月宣旨を獲得したことによって、ようやく頼朝は東国を支配下におくことが出来たのである。しかもこのときの朝廷側の対応は、都における物資の欠乏という非常事態の下での権限委任であった事も看過出来ない。したがって頼朝による実質的な東国支配は、寿永二年十月以降を一応の目安とすべきであろう。また、鎌倉幕府の東国支配を問題とするのならば、もうひとつ忘れてはならないのは、文治二年（一一八六）六月に頼朝が東国十七箇国の裁判権の委譲を朝廷に申し入れたことであろう。これは頼朝の特別な支配権が及ぶ東国地域を確定させた上で、恒常的な支配を脱んで申請されたものと評価出来る（おそらく建久元年の頼朝上洛の際に勅許されたのであろう）。換言すると、頼朝の実質的な支配地域に関して、寿永二年十月宣旨で認められた特殊な権限を、平常時においても継続させてゆこうという狙いがあった様に思われるのである。

時代は少し下るが、承久三年（一二二二）に、五畿七道諸国に北条義時追討の宣旨が発せられたとき、これを知った鎌倉幕府側は、官軍を迎え討たんとして遠江・駿河・伊豆・甲斐・相模・武蔵・安房・上総・下総・常陸・信濃・上野・下野・陸奥・出羽の東国十五箇国に動員令を発している。石井進氏が指摘された通り、鎌倉幕府が動員令を発し得たこの十五箇国こそ、当時における幕府の勢力範囲全域を示すものに他ならなかったのである（後に執権泰時が、鎌倉大番役の制度を整備し、鎌倉殿の警護を御家人達に命ずるが、その御家人役が課された地域もやはりこの東国十五箇国であった）〔石井進一（二〇〇四）〕。

一方、鎌倉幕府を国家の軍事検断権を担う軍事権門であったと評価する立場からは頼朝が文治元年に惣追捕使（守護）・地頭設置の勅許を得たことに、鎌倉幕府成立の画期を見出すことになるのであろうが、全国を対象とした軍事

権断権の付与という事であれば、むしろ、頼朝軍が一ノ谷の戦で平氏軍を打ち破り、その趨勢が明らかになった後に発せられた寿永三年（一一八四）二月十九日付の宣旨こそがそれに相応しいと思われる。なぜなら文治元年（一一八五）十一月の勅許は、寿永三年二月十九日付の宣旨を前提として、軍事検断権を行使する具体的な方法が示されたものであったからである。しかも文治元年の勅許は、義経与党の追捕という特別な任務遂行の爲であり、平時においても守護・地頭設置を置いてよいとする勅許は、おそらく建久元年（一一九〇）の頼朝の上洛のときまで待たねばならなかったのである。建久二年三月廿二日付の宣旨の一箇条「可令京畿諸国所部官司、擧進海陸盜賊放火事」に、全国の盜賊・放火犯の取締に関し、「自今以後、タシカニ前右近衛大将源朝臣ナラビニ京畿・諸国の所部の官司ラニ仰セテ、クダンノ輩ヲ擧メ進メシメモ」と記されているのは（『玉葉』建久二年三月二十二日条）、建久二年段階において頼朝が、全国の治安維持を担っていたことを端的に示すものである。

五味文彦氏は、鎌倉幕府には、「東国において治承四年以来実力によって築きあげてきた東国国家としての性格」と「旧来の王朝国家の軍事・検断上の権門としての性格」という「二重の性格」があった事を主張されておられるが（『五味文彦』一九七七）、氏の指摘せる通り、鎌倉殿は関東の主であると同時に朝廷を守護する軍事権門でもあったのである。どちらかの性格が先行するのではなく、まさに「二重の性格」を有しながら、鎌倉幕府は成立したと評価出来よう。

註

（一）この「東国国家論」と「権門体制論」との対立は、もとを辿れば、中田薫氏と牧健二氏との著名な論争（『守護・地頭』

論争)にまで廻り得る問題であった。この論争の論点は多岐にわたり、ここで紹介する余裕はないが(関幸彦—一九七二)、日本の封建制をどのようなものと理解するののかという問題に帰結する。中田氏は、私法的な関係の封建制としてこれを把握し、牧氏は公法的関係としてこれを把握したのである。頼朝を「天皇に対峙する第二の主権者」と位置づけ、私法的関係である我が国の封建制が、朝廷により確認されることによって、公法的性格を付与されることとなったとする中田説は(中田薫—一九〇七)、「東国国家論」に繋がるものがあるうし、また、頼朝が天皇から諸国一般守護権を委任されたとする牧説は(牧英正—一九二二)、「権門体制論」に繋がってゆくものであろう。

(2) 三浦、千葉、上総の三氏が置かれた当時の状況については、野口実氏が明らかにしている。三浦氏は、十二世紀以降、「三浦介」を名乗る有力在庁官人として相模国の軍事指揮権を掌握していたのだが、平治の乱以後、平氏の家人となった大庭景親によってその地位を奪われていた。相模国は治承三年のクーデターの後、平氏の姻族である藤原範能(その妹が重盛の子息忠房の室)が国守に任ぜられており、平氏政権下で三浦氏は権威や権益を失っていたのである。下総の有力在庁官人であった千葉氏も、下総国守を歴任した藤原氏の末裔で平氏と姻戚関係にある千田庄領家判官代藤原親政によって、追い込まれていた。親政は、平氏の家人佐竹氏と連繋を保ちながら、千葉氏の所領を奪い圧力を加えていた。しかも千葉常重、常胤が世襲してきた下総権介職も、彼等が介入したことにより一時、一族の海上氏の手に選んでいた様である。上総氏の嫡子であった広常の場合も平治の乱後、苦境に立たされていた。父常澄が卒去すると庶兄の常景や常茂(常義)に家督の地位を奪かされた上、治承三年の平氏のクーデター後、平氏家人で「八箇国の侍奉行」と言われる藤原忠清が国守(介)となると、統制を加えようとする忠清との間に深刻な対立を生んでいた(野口実—二〇〇七)。

(3) 佐藤進一氏は、挙兵当初の頼朝が選択できる途として、平氏を倒し以仁王を帝位につける途と、朝廷と決別し、以仁王を頂く新しい国家を東国に樹立する途があったと言われるが(佐藤進一—一九八三)、以仁王が既に亡い事は周知の事実であったから、頼朝に、このような構想はなかったはずである。以仁王生存説がその後、しばらく都に流布したのは、星野恒氏が指摘せる通り、以仁王令旨の権威を必要とする頼朝の謀略であった可能性が高い(星野恒—一九〇九)。

(4) この後白河院の院政再開について、元木氏は、高倉院が重懲となり余命幾許もない状態であったので、高倉上皇の死去に備えるという性格が強かったのではないかと消極的に評価されている。つまり後白河を無力化し、単なる高倉上皇の代替として利用しようとしたという理解である(元木泰雄—一九九六)。これは後白河院政の本格的な再開が、清盛が死去した後であるこ

と併せての推論だと思われる。しかし、私は、この後白河院政再開を反政府活動を行なう頼朝等を封じ込めようとする、戰略的な意味が強かったと考えている。ただし、この政策が後白河上皇や藤原基房に対する平氏の妥協策でなかったことは、後白河院の最大の支持勢力であった園城寺を十二月十一日に、藤原基房の氏寺興福寺を十二月二十八日に、それぞれ平氏が襲撃しこれを焼き払っていることからも窺えよう(さらに治承五年正月には後白河院近臣が多数逮捕、解官されている)。

(5) 石母田正氏は、「総官」と「総下司」とでは職責が異なると理解されている。即ち、「総官」が軍事的指揮権を主たる内容としたのに対し、「総下司」は、兵士・兵糧米の徴収をその職務としたというのである。両者が不可欠な関係にあることから、「総官」が置かれた九箇国には「惣下司」も当然配置されたとは氏は考える(石母田正一一九八九)。それに対し、五味文彦氏は、「総官」こそが兵士・兵糧米の徴収にあたったとされ、丹波国に「総下司」が設置されたのは、平氏勢力の浸透度が弱いという特別な事情からであり、他の八箇国には「総下司」が設置されなかったのではないかと指摘された(五味文彦一一九七九)。兵士・兵糧米の徴収権が「総官」にあったとする五味説には賛同するが、「総官」と「総下司」との関係については史料不足の為に、明言することは出来ない。しかし、平氏の総領が「総官」に任じられ、平氏の家人が「総下司」に任ぜられている所から判断すると、両者は統属関係にあったと考えるのが穏当ではないだろうか。

(6) 石母田正氏が指摘される様に、さらに郡・郷には惣追捕使が任せられたかもしれない(石母田正一一九八九)。

(7) 元木泰雄氏は、頼朝が拳兵当初から、後白河院と密接な政治的連携を有したとされるが(元木泰雄一一二〇二)、頼朝の拳兵が計画的に為されたものでない事や、治承四年末以降、公家方の記録に頼朝の意向が記される様になる事などから考えて、当該期に至り、ようやく頼朝が直接、後白河院と交渉しうる余力が生じてきたものと考えてる。

(8) 前者を代表するものとして佐藤進一説があり(佐藤進一一一九九〇)、後者の説としては石井良助説がある(石井良助一一九七二)。

(9) 上横手雅敬氏をはじめ(上横手雅敬一一九七〇)、多くの研究者がこの頼朝による朝政への干渉に、重要な意味を見出してきたのであるが、河内祥輔氏は、今回議奏公卿に指名された十人がいずれも、文治元年四月十二日に院御所において催された議定の際にも後白河院によって選ばれていた構成員であったこと、頼朝が近衛基通の摂政、氏長者の地位を否定せずに、九条兼実を内覧にしてはどうかと申し入れていることなどから、この院奏の歴史的意味を余り高く評価しておられない様である(河内祥輔一一九九〇)。しかし、朝廷の人事に干渉したことだけでも、その歴史的意味は大きいのである。

(10) 山城国、大和国、和泉国、河内国、摂津国、伊賀国、伊勢国、尾張国、近江国、美濃国、飛騨国、丹波国、丹後国、但馬国、因幡国、伯耆国、出雲国、石見国、播磨国、美作国、備前国、備後国、備中国、安芸国、周防国、長門国、紀伊国、若狭国、越前国、加賀国、能登国、越中国、淡路国、伊予国、讃岐国、阿波国、土佐国、の三十七箇国である。

(11) 佐藤進一氏は、すでに寿永二年十月宣旨によって東国行政権を付与されていたという前提のもと、当該申請によって、頼朝は支配地域を確定させようとしたと理解されている〔佐藤進一——一九九三〕。

(12) この朝廷の圧力に対し、頼朝は、在庁・下司・押領使を積極的に御家人化することでこれに対処していったと石井進氏は考えておられる。この政策の転換を石井氏は「在庁・下司・押領使進退権の利用による支配から、鎌倉殿との私的主従関係に基づく支配への切り換え」と表現されている〔石井進——二〇〇四b〕。

(13) 櫻井陽子氏が紹介された国立公文書館蔵『三槐荒涼拔書要』（『山槐記』、『荒涼記』からの抜書）所載の『山槐記』建久三年七月九日条には「頭大藏卿宗頼朝臣為関白 使来曰。『前右大将頼朝申改前大将之号。可被仰大将軍之由。』（後略）」と見えてゐる〔櫻井陽子——二〇〇四〕。

(14) 「大将軍」は軍坊令24将帥出征条に三軍の長として見えている。「令義解」によると、兵一万人以上二万二千人以下を「大軍」として、兵五千人以上九千人以下を「中軍」、兵三千人以上四千人以下を「小軍」とした。そして大・中・小各軍をそれぞれ一軍として、三軍を統べるごとに「大将軍」一人を置くというのが当該条の趣旨であった。

(15) 杉橋隆夫氏は、右大將家政所下文と將軍家政所下文の現存数を比較し、右大將家政所下文の数が少ない事をもって、「彼（頼朝）が御家人達に向って強調したかったのは、前右大將家の肩書きよりも、むしろ長年の念願が叶って就任することが出来た征夷大將軍の官職だったと解すべき」であると述べられた。しかし、昨今の研究により頼朝が征夷大將軍の職を望んでいなかった事が明らかになった以上、偶然に左右される史料の残存状況から右の如く論ずることに聊か疑問を感じる。それよりも、杉橋氏が併せて指摘されている様に、少なくとも建久三年五月から同六年にかけてのまる三年間（建久三年七月に頼朝は征夷大將軍に任命されている）、「幕府・頼朝が意図的に奉書系統文書（御教書・下知状）の発給を抑え、政所下文を多様する政策を採っていたことが大事なのである」（杉橋隆夫——一九八三）。

(16) また、前右大將家政所による本領安堵の方法も注目される。当初から「地頭職」「地主職」「本宅」などの安堵として、種々の名称や様式で行われてきた御家人達への本領安堵が、建久三年以降「地頭職」の名の下に統一される傾向があることを上

鎌倉幕府成立論（長文）

横手氏が指摘されている（上横手雅敬—一九七〇）。これは「地頭職」については、鎌倉殿が排他的な補任・進止権を有していたからに違いない。これにより鎌倉殿を頂点とする鎌倉幕府への従属度を高め、結束を固めようという狙いがあったのである。

(17) 文治二年の頼朝よりの申し入れによって、特別行政区とされた九州諸国であったが、文治元年に幕府から遣わされた鎮西奉行により、現地支配が為されていた。九州では、まず、建久七年に各国ごとに建久畠田帳が作成され、ついで、九州諸国を一手に管掌する幕府の鎮西奉行人の体制が分化して、武藤・大友・島津の三氏がほぼ三カ国ごとに守護を家人する体制が成立した〔石井進—二〇〇四a〕。

参考文献一覧

- 浅香年木『治承・寿永の内乱論序説—北陸の古代と中世?』法政大学出版局、一九八一年。
- 荒川秀俊『飢饉』（教育社歴史新書）教育社、一九七九年。
- 石井進『日本の歴史? 鎌倉幕府』（文庫版）中央公論新社、一九七四年。
- 『石井進著作集第一巻 日本中世国家史の研究』岩波書店、二〇〇四年a。
- 『石井進著作集第二巻 鎌倉幕府論』岩波書店、二〇〇四年b。
- 『石井進著作集第五巻 鎌倉武士の実像』（増補版）創文社、一九七二年。
- 石井良助『大化改新と鎌倉幕府の成立』（増補版）創文社、一九七二年。
- 入間田宣夫『中世武士団の自己認識』三弥井書店、一九九八年。
- 上横手雅敬『日本中世政治史研究』塙書房、一九七〇年。
- 大山喬平『没官領・謀叛人所帯跡地頭の成立—国家的恩賞授与権との関連をめぐって—』『史林』第58巻第6号、一九七五年。
- 河内祥輔『頼朝の時代』吉川弘文館、一九九〇年。
- 北村拓『鎌倉幕府征夷大將軍の補任について』、今江廣道編『中世の史料と制度』統群書類従完成会、二〇〇五年。
- 黒田俊雄『黒田俊雄著作集第一巻 権門体制論』法蔵館、一九九四年。
- 五味文彦『初期鎌倉幕府の二つの性格』『日本歴史』第345号、一九七七年。

- 「平氏軍制の諸段階」『史学雑誌』第88編第8号、一九七九年。
- 櫻井陽子「頼朝の征夷大將軍任官をめくって」『明月記研究』9号、二〇〇四年。
- 佐藤進一「古文書学入門」法政大学出版局、一九七一年。
- 「日本の中世国家」岩波書店、一九八三年。
- 「日本中世史論集」岩波書店、一九九〇年。
- 「鎌倉幕府訴訟制度の研究」岩波書店、一九九三年。
- 杉橋隆夫「富士川合戦の前提―甲駿路」鉢田「合戦考―」『立命館文学』第五〇九号、一九八八年。
- 「鎌倉右大將家と征夷大將軍」『立命館史学』4、一九八三年。
- 関 幸彦「研究史 地頭」吉川弘文館、一九七一年。
- 高橋典幸「武家政権と鎌倉幕府」五味文彦編『京・鎌倉の王権』吉川弘文館、二〇〇三年。
- 高橋富雄「奥州惣奉行について」『歴史』第二集、一九五〇年。
- 田中文英「平氏政権の研究」思文閣出版、一九九四年。
- 田中 稔「鎌倉幕府御家人制度の研究」吉川弘文館、一九九一年。
- 中田 薫「地頭職は官職にあらず」『国家学会雑誌』二二―二・三、一九〇七年。
- 中村直勝「以仁王の挙兵と八条院領」史学地理学会同致会編『鎌倉時代の研究』星野書店、一九二五年。
- 野口 実「板東武士団の成立と展開」弘生書林、一九八二年。
- 「源氏と板東武士」吉川弘文館、二〇〇七年。
- 星野 恒「頼朝挙兵考」『史学叢説』第二集、一九〇九年。
- 牧 英正「文治守護職の補任」『法学論叢』七―二五、一九二二年。
- 「日本封建制度成立史」弘文堂書房、一九三五年。
- 元木泰雄「福原遷都」考」『立命館文学』第509号、一九八八年。
- 「院政期政治史研究」思文閣出版、一九九六年。
- 「義朝論」『古代文化』第54巻第6号、二〇〇二年。

鎌倉幕府成立論（長文）

山本幸司『日本歴史09頼朝の天下』講談社、二〇〇一年。